

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 10 月 10 日

松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 松江地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 10 月 10 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 2 年 6 月 29 日から令和 3 年 3 月 8 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

宮下直人らは氏名不詳者らと共謀し、「開運の理」と称するサイトを利用する者から運勢鑑定費用等の名目で現金をだまし取ろうと考え、開運の理を閲覧した被害者の携帯電話に、鑑定士を名乗る氏名不詳者が、宝くじの高額当選を確実にさせることができる運勢鑑定が実在し、その鑑定を受けるためにはポイントを購入する必要がある旨嘘の内容のメッセージを順次送信し、被害者にこれを閲読させてその旨誤信させ、宮下らが管理する法人名義の銀行口座に振込入金させて現金をだまし取った行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 犯行で使用されたサイト名 開運の理

(2) ポイント代金等を入金するために使用した銀行口座（検察官が既に把握しているもの）

みずほ銀行王子支店 普通 3021586 合同会社アイエムエス

(3) 犯行で使用された鑑定士名 柊 千歳、衛宮 真琴、御子柴 鼓

(4) 主な犯行態様

ア 「開運の理」なる運勢鑑定サイト上で運勢鑑定士からの鑑定を受ければ、宝くじの高額当選が確実に得られるなどと嘘の内容のメッセージを送信して勧誘する。

イ 運勢鑑定士からの鑑定を受けるためにはメッセージのやり取りが必要で、メッセージを送るには有料のポイントを購入する必要があるなどとして、宮下らが管理する法人名義の銀行口座にポイント代金を振込入金させる。

ウ 会員番号として「30000」又は「10000」で始まる11桁の数字を割り当てられ、ポイント代金を振り込む際、振込名義人に会員番号を入力する。

エ 鑑定自体は無料であるが、鑑定士から次々と出される問いかけのメッセージに答えるために有料のポイントを使う必要があり、多額の現金を支払っても、鑑定結果なるものが送信されることはない。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金7,618万4,332円

6 支給申請期間 令和7年10月10日から令和7年12月12日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人氏名 ①宮下 直人、②喜多村泰希

(2) 裁判所名 ①②松江地方裁判所

(3) 裁判年月日 ①②令和5年3月29日

(4) 確定年月日 ①令和6年2月27日、②令和5年10月16日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人兩名は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺の犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと考え、多数人から運勢鑑定費用等の名目で現金をだまし取るに当たり、令和２年９月１３日から令和３年３月８日までの間、５,９３９回にわたり、被害者らに、被告人兩名が管理する法人名義の銀行口座に現金合計１億２,１６４万１,０００円を振込入金させて同口座に預け入れ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪 名） 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８ この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒６９０－０８８６ 松江市母衣町５０番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 ０８５２－３２－６７００（代表） 内線３３５

- 上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して３０日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （１） 審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
 - （２） 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。